

第 1 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) (3)及び(6)の改正により別表の項が繰り下げられたことに伴い、引用部分の整理を行う。 (第 4 条関係)
- (2) 戸籍証明書等の広域交付の開始に伴い、字句の整理を行う。 (別表第 1 6 項関係)
- (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務が追加されたことに伴い、当該事務に係る手数料を定める。 (別表第 1 7 項関係)
- (4) (3)の改正に伴い、項の繰下げを行う。 (別表第 1 8 項関係)
- (5) (3)の改正に伴い、項の繰下げを行うとともに、戸籍証明書等の広域交付の開始に伴い、字句の整理を行う。 (別表第 1 9 項関係)
- (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務が追加されたことに伴い、当該事務に係る手数料を定める。 (別表第 2 0 項関係)
- (7) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行う。 (別表第 2 1 項関係)
- (8) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行うとともに、届書等情報の内容の証明書の交付及び閲覧に係る事務が追加されたことに伴い、字句の整理を行う。 (別表第 2 2 項及び第 2 3 項関係)

(9) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第24項から第52項まで関係)

(10) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行うとともに、引用部分の整理を行う。

(別表第53項及び第54項関係)

(11) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第55項及び第56項関係)

(12) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行うとともに、引用部分の整理を行う。

(別表第57項から第61項まで関係)

(13) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第62項から第82項まで関係)

3 施行期日

令和6年3月1日